

岐阜県公報

号外(一) 令和元年七月十日

目次

告示

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の一部改正

(家畜防疫対策課)

ページ 一

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定に関する告示の廃止

(同)

()

二

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び事業を停止する区域の指定に関する告示の廃止

(同)

()

二

告示

岐阜県告示第百十七号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示(令和元年岐阜県告示第八十号)の一部を次のように改正し、令和元年七月十三日から適用する。

令和元年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

二を次のように改める。

二 移動を禁止する区域

関門市平賀、稲河町、鋳物師屋、鋳物師屋一丁目、鋳物師屋二丁目、鋳物師屋三丁目、鋳物師屋四丁目、鋳物師屋五丁目、鋳物師屋六丁目、鋳物師屋七丁目、大杉、北天神一丁目、北天神二丁目、北天神三丁目、向陽台、小迫間、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、新迫間、天徳町一丁目、天徳町二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、東新町三丁目、東新町四丁目、東新町五丁目、東新町六丁目、東新町七丁目、豊岡町一丁目、豊岡町二丁目、豊岡町三丁目、豊岡町四丁目、西田原、迫間、迫間台一丁目、迫間台二丁目、東田原、肥田瀬、平賀町八丁目、平成通一丁目、平成通二丁目、南天神一丁目、南天神二丁目、南天神三丁目、宮河町一丁目、宮河町二丁目、明生町一丁目、明生町二丁目、明生町三丁目、明生町四丁目、明生町五丁目及び弥生町四丁目、美濃加茂市加茂野町市橋、加茂野町稲辺、加茂野町今泉、加茂野町加茂野、加茂野町木野、加茂野町鷹之巣及び蜂屋町伊瀬、加茂郡坂祝町黒岩及び深蓋並びに加茂郡富加町高畑、滝田及び羽生

岐阜県告示第百十八号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるお
それがある物品の移出の禁止区域の指定に関する告示（令和元年岐阜県告示第八十一号）
は、令和元年七月十日限り廃止する。

令和元年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百十九号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び事業を停止する区域の指定に関す
る告示（令和元年岐阜県告示第八十二号）は、令和元年七月十日限り廃止する。

令和元年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

令和元年七月十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社